

平成29年度の
スタートに当たり

寄居町長
花輪利一郎



冷え込む日々も一段落し、暖かな春の日差しが降り注ぐ過ぎしやすい季節となりました。町内では鉢形城の桜・エドヒガンはもとより、たくさんの種類の花々が目を楽しませ、また、小鳥たちのさえずりが耳に心地よく感じられます。同時に、4月から学校や職場、住まいなど新しい生活を始められる方も多くいることでしょう。環境が大きく変化する時季ですので、皆さまには体調管理にご留意いただければと思います。



さて、町でもこの春から大きく変わったことがあります。見た目ではそれと分かりにくいですが、本誌2月号でもお知らせしたとおり、今後10年間のまちづくりの道しるべとなる第6次寄居町総合振興計画を、この4月からスタートさせました。前計画が策定された平成19年からこれまでの間、情報技術の目覚ましい発展や急速な人口減少が見込まれるなど、私たちを取り巻く状況は大きく様変わりしています。こうした状況に対応し、課題を解決して幸せを感じるまちづくりを推進するため、新しい計画では「可能性∞(むげんだい)笑顔満タン よりいまち」を町が目指す姿に掲げました。この言葉には、寄居町が「町民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍できるまち」、「いつでも、どこでも、町民の笑顔に出会えるまち」となるような決意と願いが込められています。寄居町はとても魅力あふれる町です。その魅力にさらに研ぎをかけ、寄居町がより多くの人を選ばれるまちづくりを進めるため、本計画に基づく施策・事業をこれから積極的に展開してまいります。そのためには、町民や地域団体、行政などが知恵と力を結集し、お互いに手を携えてまちづくりに取り組むことが不可欠だと考えています。みんなが笑顔で幸せを感じることができる寄居町をこれから一緒に創っていきましょう。



みんなで“まちづくり”
してみませんか？



若者会議
メンバー大募集！

「寄居町をもっとこんなまちにしたい」、「こんなまちなら住み続けたい」と思っている若者が意見やアイデアを出し合い、行政と協力して取り組む「若者会議」を始めます！
「寄居のために何かやりたい」そんな思いを持っている方、大歓迎です。あなたのアイデアや行動力を仲間と一緒にこの会議で生かしてみませんか？

会議の進め方

寄居の魅力を感じられるような仕掛けやイベントなどについて若者会議で話し合い、実現に向けて取り組みを進めていきます。

募集要項

応募資格

寄居が好きで、寄居のために何かやりたい、同世代の若者と交流したいという考えをお持ちの方で、申し込み時点で年齢が18歳以上35歳未満の方
※町外にお住まいの方も応募できます。
※未成年の場合は保護者の承諾が必要です。

募集期間

4月10日(月)～5月10日(水)

募集人数

20人程度

任期

委嘱の日から2年間

会議

年6回程度(フィールドワークなども有)

報酬等

無し(交通費も自己負担となります)

応募方法

総合政策課に備え付けてある応募用紙等に、必要事項を記入のうえ、役場4階総合政策課へ持参、郵送、Eメールのいずれかで応募してください(5月10日必着)。なお、応募用紙等は町公式ホームページからも取得できます。

問い合わせ

総合政策課(〒369-1292住所記載不要、☎581・2121内線461、Eメールsogoseisaku@town.yorii.saitama.jp)へ。



ご利用ください！

住宅改修資金補助制度

町では、地域経済の活性化を図るため、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。補助制度の申込受付は、4月17日(月)から開始し、平成29年度分の補助枠がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

対象

過去に同制度を利用していない方で、次の①～④の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②対象となる住宅を所有し、かつ居住されている方
※やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができます。
- ③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方
- ④対象となる改修工事について、町等で実施している要綱等に基づく補助制度と重複する申請をしていない方

対象となる住宅

- 次のいずれかの建築物
- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

主な改修工事例

- 屋根や外壁の改修、または塗装工事○部屋の防音や断熱工事○手すり設置や段差解消工事○間取りの変更工事○床、内壁、壁紙、天井等の改修○浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事○耐震改修を目的とした工事

ご利用ください！

勤労者住宅資金貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。

対象/次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住しているか、または居住しようとする方
- ②同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方
- ③20歳以上55歳以下の方
- ④返済しながら生活に支障のない方
- ⑤町税を滞納していない方

■資金の用途/申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買い取りをするための資金に限ります。

■借入れの手続き/利用者本人もしくはご家族の方が、商工観光企業誘致課へ申請してください。その後、資格決定について通知しますので、通知後3カ月以内にご自身で金融機関(中央労働金庫深谷支店)にて借入れ手続きをしてください。

対象工事

町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で平成30年2月末日までに完了する住宅改修工事です。なお、交付決定後30日以内に着工できる工事が対象です。

対象外の工事

住宅の新築や建替え工事、カーテン・畳・じゅうたん・襖・障子・サッシ・建具・給湯器等の単体製品の交換、家具や電気製品の購入費用、公共下水道、または農業集落排水処理施設への接続工事、門や塀などの構築物や車庫・物置等の改修は対象となりません。なお、対象工事であっても、補助金交付決定以前に着工した工事は対象となりませんので、工期には十分注意してください。

補助金額

改修工事に要した費用のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限とします。

申請に必要な書類

- ①住民票の写し
- ②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
- ③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類
- ④類似補助制度の申請状況調査同意書
- ⑤当該住宅の案内図
- ⑥改修工事箇所の写真
- ⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの)
- ⑧改修工事施工前の現場写真

問い合わせ

商工観光企業誘致課(☎581・2121内線202)へ。

※中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

貸付の条件

- 貸付金額/1,000万円以内(無担保は500万円以内)
- 貸付利率/変動金利(無担保は固定)
※金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、借入時点の金利が適用されます。
- 貸付期間/25年以内(無担保は10年以内)
- 償還方法/元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)
- 担保/資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第2位順位以下でも可能です(住宅金融支援機構フラット35も取り扱います)。
- 保証/一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が必要となり、金利とは別に保証料が必要となります。
- 手数料/取扱金融機関所定の手数料が必要です。
- 問い合わせ/商工観光企業誘致課(☎581・2121内線202)へ。